

平成24年度 福井県公共工事入札監視委員会審議状況報告

福井県公共工事入札監視委員会要領第5の規定により、平成24年度の審議状況について下記のとおり報告します。

平成25年3月29日

福井県知事様

福井県公共工事入札監視委員会

記

1 開催状況

《第1回》

- (1) 日時 平成24年6月4日(月) 9:00～11:00
- (2) 場所 県庁6階 大会議室
- (3) 出席委員 金崎委員、川上委員、清水委員、藤井委員
 - ・入札および契約に係る制度の運用について
 - ・抽出事案審議
 - ア 奥越地区特別支援学校(仮称)A棟建築工事
 - イ 都市公園工事(社会資本整備総合交付金)23-2工事
 - ウ 平成23年度かんがい排水事業(一般型・県営)河合春近用水東地区第5号工事
 - エ 平成23年度かんがい排水事業(一般型・県営)春江北部2期地区第4号工事
 - オ 電気自動車用急速充電設備設置工事その1
 - ・談合その他の不正行為に関する事項について

《第2回》

- (1) 日時 平成24年9月5日(水) 9:30～11:30
- (2) 場所 県庁6階 大会議室
- (3) 出席委員 荒井委員、金崎委員、川上委員、清水委員、藤井委員
 - ・入札および契約に係る制度の運用について
 - ・抽出事案審議
 - ア (県単)橋梁維持修繕工事(県単)道路維持修繕工事合併工事
 - イ 道路改良工事(社会資本整備総合交付金)上黒田その1工事
 - ウ 吉野瀬川ダム建設工事(社会特会)その4工事
 - エ 河内川ダム建設工事(社会特会)付替県道7工区24-1
 - オ 平成24年度道整備交付金開設工事
 - ・談合その他の不正行為に関する事項について

《第3回》

(1) 日 時 平成24年11月14日(水) 13:30~15:30

(2) 場 所 県庁3階 第3委員会室

(3) 出席委員 荒井委員、金崎委員、川上委員、清水委員、藤井委員

・入札および契約に係る制度の運用について

・抽出事案審議

ア 福井県立病院こころの医療センター病棟改修(その2)電気工事

イ (県単)ダム統合管理工事

ウ (起債)港湾機能施設整備工事その1

エ 平成24年度基幹水利施設ストックマネジメント事業 朝日地区第1号工事

オ 臨海下水道事業計装機器更新工事

・談合その他の不正行為に関する事項について

《第4回》

(1) 日 時 平成25年3月27日(水) 13:30~15:30

(2) 場 所 県庁3階 第3委員会室

(3) 出席委員 荒井委員、金崎委員、川上委員、藤井委員

・入札および契約に係る制度の運用について

・抽出事案審議

ア 県営住宅下荒井団地1号館耐震改修工事

イ (県単)橋梁維持修繕工事

ウ 街路工事(社会資本整備総合交付金)24-12工事

エ 原子力災害制圧道路等整備工事(斜面对策)16024-6

オ 平成24年度地すべり対策事業中山3期地区第2号工事

・談合その他の不正行為に関する事項について

2 主な質疑および説明

(1) 入札制度全般

Q 応札業者は県外業者のみだが、地元業者が応札しなかったのはなぜか。(第1回エ)

A 入札参加資格要件で施工実績を求めており、県内業者は施工実績がないためと考えられる。

Q 高い技術力が必要になるという受変電設備工事である本工事で、応札業者18者と多いが、幅広く手掛けられるものなのか。(第1回オ)

A 一定の競争性を維持するため地域要件の範囲を広げたことにより、応札業者が多くなったものと考えられる。

Q 配置予定技術者における監理技術者とはどのような要件なのか。(第2回ウ)

A 土木一式工事においては、一級土木施工管理技士の資格を有しており、かつ主任技術者の経験を1年間有している者の中で、さらに監理技術者講習を受講した者である。工事現場には主任技術者または監理技術者を配置しなくてはならないが、土木一式工事で3,000万円以上、建築一式工事で4,500万円以上の下請工事を行う場合は、監理技術者を配置するように建設業法に規定があるため、下請金額が大きくなれば監理技術者を配置することになる。

Q 最低制限価格の求め方は公表しているのか。(第2回オ)

A 最低制限価格制度実施要領において公表している。

- Q 最低制限価格および評価点は公表されるのか。(第3回ア)
- A 落札決定後に結果を福井県ホームページにて公表しているため、誰でも確認することができる。
- Q 入札参加資格は事前に確認するのか。(第3回オ)
- A 事後審査型案件であるため、入札参加資格要件については、事後に審査を行う。

(2) 総合評価落札方式関係

- Q 技術提案は外部の方が評価するのか。(第1回ア)
- A 審査員は学識者3名である。
- Q 評価した技術提案について施工の確認はどのように行うのか。(第1回ア)
- A 施工前には、施工計画書や図面等で確認し、施工時には立会いのもと確認する。また特約事項として、評価した技術提案について施工出来ない場合はペナルティを課すといった契約も結ぶ。
- Q 評価基準表の地域精通度について、北地区に主たる営業所ありで2.5点加点は大き過ぎないか。管内の北とそれ以外で1.5点の差があるのは、地域精通度の趣旨に合うのか。同じ市町村にありながら、それだけの差をつける必要があるのか。(第1回ウ)
- A 工事施工にあたっては、土地所有者間の調整を行うなど、地域の実状を把握していないと難しい面もあるため、このように設定した。
- Q 主たる営業所の場所は動かしようがなく、業者の努力ではどうにもならないため、他に地域精通度を評価する方法はないか。(第1回ウ)
- A 主たる営業所に毎日通い、工事を行うことで地域に根付いた活動ができるため、客観的判断として、主たる営業所の所在地を地域精通度に設定している。
- Q 評価基準表の見直しは行っているのか。配点について業者から要望はないのか。(第1回オ)
- A 要望はあるが、現在まで配点1.5点満点については変更していない。
- Q 総合評価の評価項目である工事成績について、今回の制御盤更新のような工事は発注案件数が少ないと思われるが、このような場合に工事成績として認める範囲が、県発注工事と管轄する地方整備局発注工事のみでは狭いように感じる。工事発注が少ないケースで、全国の業者が入札参加してくるような発注案件における工事成績の評価範囲について、検討してはどうか。(第3回ウ)
- A 検討する。
- Q 総合評価基準の配置予定技術者の技術力の中にある継続学習への取組状況の項目は工種によって違うのか。(第4回ウ)
- A 工種によって違う。同項目を設定しているのは、土木一式工事と鋼構造物工事、建築一式工事だけである。
- Q 総合評価案件において、価格以外に総合評価の加点状況により落札したいという企業の努力は見られるのか。(第4回エ)
- A 福井県で資格を保有している技術者や講習会の参加者も増えている。工事成績においても全体的に上がってきた。

(3) その他

- Q 公文書偽造は労働安全衛生法違反などと比較すると罪が重いものであるが、指名停止期間は同じ1か月でよいのか。(第3回)
- A 過去の同様の事例に基づいて、1か月としている。

3 検討を要する事項

下記事項について、委員より意見あり

- ・評価基準表の地域精通度と地域貢献度の配点バランスについて見直しを検討してはどうか（第1回）
- ・入札監視委員会において、入札制度についての議論や勉強会ができるような工夫を検討してはどうか（第4回）